

□ 不利益な取扱いと考えられる例

- (イ) 解雇すること
- (ロ) 期間を定めて雇用される者について、契約の更新をしないこと
- (ハ) あらかじめ契約の更新回数の上限が明示されている場合に、当該回数を引き下げること
- (ニ) 退職又は正社員をパートタイム労働者等の非正規社員とするような労働契約内容の変更の強要を行うこと
- (ホ) 降格させること
- (ヘ) 就業環境を害すること
- (ト) 不利益な自宅待機を命ずること
- (チ) 減給をし、又は賞与等において不利益な算定を行うこと
- (リ) 昇進・昇格の人事考課において不利益な評価を行うこと
- (ヌ) 不利益な配置の変更を行うこと
- (ル) 派遣労働者として就業する者について、派遣先が当該派遣労働者に係る労働者派遣の役務の提供を拒むこと

妊娠中・産後1年以内の解雇は、「妊娠・出産・産前産後休業を取得したこと等による解雇でないこと」を事業主が証明しない限り無効となります。

4 紛争の解決（法第15条～第27条関係）

母性健康管理の措置が講じられず、事業主と労働者の間に紛争が生じた場合、調停など紛争解決援助の申出を行うことができます。

5 行政指導の実施及び企業名の公表（法第29条、第30条、第33条関係）

厚生労働大臣は、男女雇用機会均等法の施行に関し必要があると認めるときは、事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導、若しくは勧告をすることができます。

事業主がこの報告をしない、又は虚偽の報告をした場合には、20万円以下の過料が科せられます。

さらに、母性健康管理の措置が講じられず是正指導にも応じない場合には、企業名公表の対象となります。

ii 労働基準法における母性保護規定

産前・産後休業（第65条第1項、第2項関係）

産前は6週間（多胎妊娠の場合は14週間）〈いずれも女性が請求した場合に限る〉
産後は8週間
女性を就業させることはできません。

産前については、当該女性労働者が請求した場合に就業させてはならない期間です。

産後については、6週間は強制的な休業ですが、6週間を経過した後は労働者本人が請求し、医師が支障ないと認めた業務に就かせることはさしつかえありません。

なお、産後休業の「出産」とは、妊娠4か月以上の分娩をいい「生産」だけでなく「死産」や「流産」も含まれています。出産日は産前休業に含まれます。

妊婦の軽易業務転換（第65条第3項関係）

妊娠中の女性が請求した場合には、他の軽易な業務に転換させなければなりません。

妊産婦等の危険有害業務の就業制限（第64条の3関係）

妊産婦等を妊娠、出産、哺育等に有害な業務に就かせることはできません。

妊産婦を就かせてはならない具体的業務は、重量物を取り扱う業務、有害ガスを発散する場所での業務をはじめ、女性労働基準規則第2条で定められています。

このうち、女性の妊娠・出産機能に有害な業務については、妊産婦以外の女性についても就業が禁止されています（表1、表2参照）。

なお、妊娠と診断された女性の放射線業務従事者については、「電離放射線障害防止規則」において、被ばく量の限度が定められています。

妊産婦に対する変形労働時間制の適用制限（第66条第1項関係）

変形労働時間制がとられる場合にも、妊産婦が請求した場合には、1日及び1週間の法定労働時間を超えて労働させることはできません。

妊産婦の時間外労働、休日労働、深夜業の制限（第66条第2項、第3項関係）

妊産婦が請求した場合には、時間外労働、休日労働又は深夜業をさせることはできません。

妊産婦が請求した場合、これらを行わせることはできません。

なお、深夜業とは、午後10時から午前5時までの間の就業のことをいいます。

育児時間（第67条関係）

生後満1年に達しない生児を育てる女性は、1日2回各々少なくとも30分の育児時間を請求できます。

生児には実子のほか養子も含まれます。また、育児時間をいつ与えるかは当事者間にまかされています。

なお、変形労働時間制の下で労働し、1日の所定労働時間が8時間を超える場合には、具体的状況に応じ法定以上の育児時間を与えることが望ましいとされています。

罰則（第119条関係）

上記の規定に違反した者は、6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられます。

(表1)

妊産婦等の就業制限の業務の範囲

×…女性を就かせてはならない業務
 △…女性が申し出た場合就かせてはならない業務
 ○…女性を就かせてもさしつかえない業務

| 女性労働基準規則第2条第1項 | 就業制限の内容 | | | 女性労働基準規則第2条第1項 | 就業制限の内容 | | |
|---|---------|----|--------|--|---------|----|--------|
| | 妊婦 | 産婦 | その他の女性 | | 妊婦 | 産婦 | その他の女性 |
| 1号 重量物を取り扱う業務 (表2参照) | × | × | × | 12号 岩石又は鉱物の破砕機又は 粉砕機に材料を送給する業務 | × | △ | ○ |
| 2号 ボイラーの取扱いの業務 | × | △ | ○ | 13号 土砂が崩壊するおそれのある 場所又は深さが5メートル以上 の地穴における業務 | × | ○ | ○ |
| 3号 ボイラーの溶接の業務 | × | △ | ○ | 14号 高さが5メートル以上の場所 で、墜落により労働者が危害 を受けるおそれのあるところ における業務 | × | ○ | ○ |
| 4号 つり上げ荷重が5トン以上の クレーン、デリック又は制限荷重 が5トン以上の揚貨装置の運転の 業務 | × | △ | ○ | 15号 足場の組立て、解体又は変 更の業務（地上又は床上におけ る補助作業の業務を除く。） | × | △ | ○ |
| 5号 運転中の原動機又は原動機から 中間軸までの動力伝導装置の掃 除、給油、検査、修理又はベルト の掛換えの業務 | × | △ | ○ | 16号 胸高直径が35センチメー トル以上の立木の伐採の業務 | × | △ | ○ |
| 6号 クレーン、デリック又は揚貨 装置の玉掛けの業務（2人以上の 者によって行う玉掛けの業務にお ける補助作業の業務を除く。） | × | △ | ○ | 17号 機械集材装置、運材索道等 を用いて行う木材の搬出の業務 | × | △ | ○ |
| 7号 動力により駆動される土木建 築用機械又は船舶荷扱用機械の運 転の業務 | × | △ | ○ | 18号 鉛、水銀、クロム、砒素、黄 りん、弗素、塩素、シアン化水素、 アニリンその他これらに準ずる 有害物のガス、蒸気又は粉じん を発散する場所における業務 | × | × | × |
| 8号 直径が25センチメートル以上 の丸のご盤（横切丸のご盤及び 自動送り装置を有する丸のご盤 を除く。）又はこの車の直径が75 センチメートル以上の帯のご盤 （自動送り装置を有する帯のご盤 を除く。）に木材を送給する業務 | × | △ | ○ | 19号 多量の高熱物体を取り扱う 業務 | × | △ | ○ |
| 9号 操車場の構内における軌道車 両の入換え、連結又は解放の業務 | × | △ | ○ | 20号 著しく暑熱な場所における 業務 | × | △ | ○ |
| 10号 蒸気又は圧縮空気により駆 動されるプレス機械又は鍛造機 械を用いて行う金属加工の業務 | × | △ | ○ | 21号 多量の低温物体を取り扱う 業務 | × | △ | ○ |
| 11号 動力により駆動されるプレ ス機械、シャー等を用いて行う 厚さが8ミリメートル以上の鋼 板加工の業務 | × | △ | ○ | 22号 著しく寒冷な場所における 業務 | × | △ | ○ |
| | | | | 23号 異常気圧下における業務 | × | △ | ○ |
| | | | | 24号 さく岩機、鉋打機等身体に 著しい振動を与える機械器具を 用いて行う業務 | × | × | ○ |

(表2)

下の表の左欄に掲げる年齢の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる重量以上の重量物を取り扱う業務

| 年 齢 | 重量 (単位 : kg) | |
|--------------|--------------|------|
| | 断続作業 | 継続作業 |
| 満16歳未満 | 12 | 8 |
| 満16歳以上満18歳未満 | 25 | 15 |
| 満18歳以上 | 30 | 20 |